

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十四号

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則の一部改正)

第二条 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則(平成二十四年広島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。